慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「八十島かけて」考
Sub Title	
Author	川村, 晃生(Kawamura, Teruo)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1987
Jtitle	三田國文 No.8 (1987. 12) ,p.17- 21
JaLC DOI	10.14991/002.19871200-0017
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19871200-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「八十島かけて」考

川村晃生

隠岐の国に流されける時に、舟に乗りて出で立つとて、京なる人のもとにつかはしける　小野篁朝臣

わたの原八十島かけてこぎ出でぬと人にはつげよ海人のつり舟

（古今集、羇旅、四〇七）

右の一首は、遣唐副使小野篁が隠岐に配流された折の悲嘆を詠んだ歌として、『百人一首』にも撰入されて、つとに著名である。そのいきさつは、『続日本後紀』の承和五年（八三八）十二月十五日己亥の記事に、

小野篁。内含二綸旨一出使二外境一、空称二病故一、不レ遂二国命一、准二據律條一、可レ處二絞刑一、宜レ降二死一等一處二中之遠流一、仍配二流隠岐国一。

とあるのによって、その大略が明らかである。ただ年時については、『文徳実録』仁寿二年（八五二）十二月二十二日癸未の記事に見える小野篁の薨伝に、

（承和）六年春正月遂以レ捍詔、除名為二庶人一、配二流隠岐国一

と記されていることからすれば、隠岐配流は、承和五年十二月の刑確定後の、翌承和六年正月のことであったと考えられる。従って掲出歌の詠作年時は、承和六年正月～二月頃のことと推定されようか。

ところで右の篁詠は、その長い享受史にもかかわらず、詠作時における作意をいま正確に摑み得ているのかどうか、はなはだ疑問と言わざるを得ない。とりわけ第二句の「八十島かけて」とは、いったいいかなる心的かつ地理的状況を指しているのか。また八十島とはいったいどこの島々を指しているのか、という問題は、いまだ定解に至り得ていないように思われるのである。

そこでまず前者の「かけて」について、従来の『古今集』および『百人一首』の注釈書類から、代表的な諸説を抽出してみると、およそ左の如くに整理されるかと思われる。

(1)兼けての意で過去から現在に亘るのを言う（金子元臣・古今和歌集評釈）

(2)及ぼしての意（窪田空穂・古今和歌集評釈）およんでの意（島津忠夫・百人一首）

(3)つたっての意（松田武夫・新釈古今和歌集）

(4)心にかけて、目がけて（竹岡正夫・古今和歌集全評釈）

(5)目にかけて（見て）の意（久保田正文・百人一首の世界）
(6)これから彼へ渡って（石田吉貞・百人一首評解）
(7)ここから……にむかってずうっと（小高敏郎、犬養廉・小倉百人一首新釈）

この整理が妥当であるかどうかは別として、ともかくこれらの諸説の中で最も一般的に用いられている解は、(4)の「心にかけて、目がけて」の意で、それをやや拡げて「目ざして」ととるものであろう。そしてすでに右の(2)や(4)において指摘されている如く、この用法は古く『万葉集』（巻六、九九八）の、

眉のごと雲ゐに見ゆる阿波の山かけて漕ぐ舟とまり知らずも

という一首に見える「阿波の山かけて」の用法と比較検討されるべきものであった。ところでこの「かけて」については、『万葉集全注』当該歌注が引用する如く、つとに阪倉篤義「かけておもふ」（『万葉』昭27・10）という論考がある。それによれば、この「かけて」という語には、不安動揺の意、さらにはハルカナリ、トホシの意をもつものと、相互の関わりあい、つながりの意をもつものとに分類され、さらに右の万葉歌は、

ほととぎすかけつつ君が松かげに紐とき放くる月近づきぬ（巻二十、四四六四）

の一首などとともに前者の意を持つもので、「何れも空間的乃至時間的に距ったもの、今ここに存在しない遙かなものに、よりどを求め、それをあてにして心を寄せる不安定な心情を言う」とされる。おそらく篁詠の「かけて」も、右の阪倉説に言う意味内容と等しい、又は近いと考えてよいだろう。この古代的用法がそのまま篁詠の用法にあてはまる確証はないが、しかしそもそもこの「かけて」を含む初二句「わたの原八十島かけて」は、『万葉集』中に見える次の二首

海原を八十島隠り来ぬれども奈良の都は忘れかねつも（巻十五、三六一三）
ぬばたまの夜渡る月は早も出でぬかも海原の八十島の上ゆ妹があたり見む（巻十五、三六五一）

などに見られる「海原を八十島」「海原の八十島」の句の類型の中に組み込まれるものであり、「海原」をワタノハラと読み変えることで、篁の初二句はおおよそ成立を見るという点は注意しておかねばならぬであろう。しかも篁詠の下句に見える、海人の釣舟に向かって呼びかけるという調子の形式もまた、同じく『万葉集』の中に、

浜辺よりわがうち行かば海辺より迎へも来ぬか海人のつり舟（巻十八、四〇四四）

の如き先例が認められるのである。従って篁詠は、一首全体に万葉的な古態を残有しつつ、それが洗練されていく過程において成立した表現であったと言うことができよう。とすれば篁の詠法の背後には、古代の用語の方法が息づいていると見なすことができようし、「かけて」の意の考究に際して右の阪倉説を援用することも、あながちに不当ではない。従って「八十島かけて」は、遠く遙かな島々をあてにして、それに心を寄せる作者の不安定な心情を詠んだものと考えたい。意として訳出するならば、「八十島に心を寄せて（たよりなげに）」というあたりに落ち着こうか。

では次に、「八十島」とはいったいどこを指すのか、という問題

について検討を加えたい。この問題について、『古今集』の古注類で一つの解答を提出するものとして『顕昭注』を挙げることができる。同注の要点を整理すると、

(1)八十島は歌学書では出羽国にあると言うが、この歌では隠岐国へ行くと言って詠んでいるのだから、それとは違う。

(2)八十島はたくさんの島を指すが、万葉集では備後国水調郡（右掲三六一三番歌）や豊前国下毛郡（右掲三六五一番歌）などについて八十島と言っている。

(3)天皇の御代の初めに、「八十島の使」という事があり、それは摂津国の八十島という所で禊をするのだろうか。『風土記』では摂津の堀江の東にある沢を八十頭島と言っている。

ここに見る如く、右には明確な場所の提示は認められないが、その中で(3)に見られる如く、印象として言えば同注は摂津説にやや傾いているかとも受け取り得るのである。

これに対して明確な場所の提示を試みたのは、断定は避けるが、どうも契沖の『古今余材抄』が初見のように思われる。該当箇所を左に示せば、

八十島はおほくの島をいふ。遠流の身として隠岐の国までの海路にあまたの島々をふべければ、やそしまかけてとはいふ。けふなにはのうらより舟だちしてこぎ出ぬといふことを、京に思ふ人にいひやるを……

と見えて、契沖は難波の浦の出船を想定し、瀬戸内海経由の隠岐への海路における島々を「八十島」と言うのだと説くのである。同様なことは『百人一首改観抄』においても、『万葉集』（巻二十、四三四九）の「百隈の道は来にしをまたさらに八十島すぎて別れか行かむ」の一首が難波での作であることを論拠として、言及するところである。かくして契沖は、「八十島」とは難波を起点としての瀬戸内海以遠の海路の島々という新見を提示するに至ったのであり、このこと自体は契沖の創意として十分に傾聴すべきことであった。しかしながら理解に苦しむのは、以後の『古今集』および『百人一首』の注釈書類が、特定の場所を考える必要がないとする説（片桐洋一・古今和歌集など）を除くと、「八十島」の具体的な地について言及する場合、ほとんどが無批判に右の契沖説を踏襲していることである。いまそのいくつかを任意に示すならば、

(1)〜と、難波わたりここらうかべる釣舟に、あつらへ残したる也。隠岐の島をかけて漕わたるあひだに、なほ経なん海上の島々をこめて、八十島といへり。（百首異見）

(2)隠岐に行く航路は、大坂から瀬戸内海を漕ぎ通って、北の海に迂回して出るのである。（金子元臣前掲書）

(3)ここは難波の港を起点とし、瀬戸内海の島々を、次ぎ次ぎにつたって、隠岐の国へ向かう意である。（松田武夫前掲書）

(4)難波の港から瀬戸内海に漕ぎ出して行ったのだからまさに「八十島かけて」ということになる。（竹岡正夫前掲書）

(5)この時作者は大阪から出帆して、瀬戸内海を通って隠岐への航路をとった。（久保田正文前掲書）

(6)作者は、流罪になって日本海側の隠岐の国に行くのに、摂津の難波（大阪市）から船出をし、瀬戸内海を経て行った。（峯村文人・百人一首）

(7)隠岐島へ行くのには、現在なら陸路で山陰地方へ出て、其処から船でゆく。しかるに、この場合、難波（今の大阪港）から瀬戸内

海経由で中国地方へ行ったのは、当時は海路の方が陸路よりはるかに便利だったからであろう。（小高敏郎、犬養廉前掲書）

などが挙げられる。それらに共通して言えることは、難波出船を歴史的事実として証す史的資料、あるいは状況証拠すらも示していないという点であり、おおよそ契沖説を無批判に繰り返すことにのみ終始してきたと言ってよいであろう。

そこで『新修島根県史』（島根県、昭43）の通史編（古代）を開くと、まず第四章「律令制度の時代」、第一一節に「隠岐配流」の項目が設けられ、そこには天平十二年（七四〇）の藤原田麻呂（続日本紀）から承安三年（一一七三）僧長暁（百錬抄）に至る二十四名の隠岐配流例が列挙されている。もちろんそれらの配流のルートが確認できるわけではないが、これを参考とした上で、同書第二節「地方政治の機構」を見ると、そこには第五項目に「駅と交通」の項があり、次の如き記載が認められるのである。すなわち、

都と山陰地方とを結ぶ通路は山陰道であって、大路・中路・小路のうち小路の等級に属し、丹波から石見国府にいたるものであった。〜（略）〜山陰道の幹線ルートのほか、南の山陽方面に通ずるルートが開けていた状況がわかり、また野城橋、佐太橋のような橋りょうや、斐伊河（出雲河）・神門河にそれぞれ渡船があったことなども知られる。出雲国庁・黒田駅付近の十字路から北方に行くと千酌駅に至り、そこから船で隠岐に連絡するようになっていた。

とあり、さらにまた藤岡謙二郎編『日本歴史地理総説　古代編』（吉川弘文館、昭50）にも、「隠岐国へは、出雲千酌駅より船で島後の現西郷町下西の国府に至る。都までの距離は、上三十五日、下十八日」とされ、これらから、隠岐に下るについては、出雲までは山陰道または山陽道経由の陸路を辿り、出雲の千酌駅（現在の境港の東）から隠岐へは船で島後の国府に向かったと理解されるのである。また『延喜式』（民部下）によれば、新任国司の場合、山陽道（備前以西）、南海道、西海道に下る場合のみ海路を通るとされており、以上を総じて言えば、往時に難波から隠岐に向かう海路など開けてはいなかったのである。従って篁が瀬戸内海の島々を眺めそれに心を馳せたりすることなどは、あり得なかったということになる。とすれば「八十島」は、従来言われてきた瀬戸内海の島々などではなく、別の群島が想定されねばならないであろう。では「八十島」とはどこなのか。結論を先にすれば、それは隠岐群島そのものを指すと考えるべきなのである。隠岐は約二百近い島々から成る群島で、「八十島」と呼ぶにふさわしい島だが、ここで傍証資料として想起されるのは、『和漢朗詠集』（行旅）に収める周知の「謫行吟」の次の一節である。

渡口郵船風定出　波頭謫処日晴看

通説に言う如くこの一句は、篁の隠岐配流時の作と想定してよかろう。そして仮にそれが確かに言えるのだとすれば、右の詩句からは次の二点が導き出されてよいはずである。

(1)篁は郵船（宿駅の間を通う定期船）によって配流地に赴いたのであり、特別の流人の船などが仕立てられたわけではない。（ちなみに『色葉字類抄』は、郵船をムマヤノフネと訓んでいる）

(2)乗船の折、篁は配所たる隠岐を遙かに、しかしはっきりと遠望していた。

この二点が確認されるならば、結論はすでに明らかである。すなわち篁詠は、右の「謫行吟」なるからうたに対するところのやまとうたとして位置しつつ、難波の浦などにおいてではなく、おそらく千酌駅を出船して隠岐に向かう海路の途次において詠まれたのである。ここではむろん「八十島」が隠岐を指すことは言を俟たない。篁は配流さるべき隠岐の「八十島」を遠くに望み見て、「わたの原」の一首に所懐を託したのである。

ところで後年、後鳥羽院が承久の乱後、隠岐に配流されたルートについては、『承久記』によってその大略を知ることができる。すなわち同書承久三年（一二二一）七月十三日の記事に、

美作と伯耆との中山を越えさせ給ふとて、向ひの峯に細道あり、何くへ通ふ道ぞと御尋ありければ、都へ通ふ古き道にて、と申しければ、法皇

都人たれ踏みそめて通ひけむ昔の路のなつかしきかな

出雲国大八浦と云ふ所に付かせ給ふ。見尾崎といふ所也

と見え、山陽道経由で美作を北上し、伯耆に抜け、出雲大八浦から乗船して隠岐に向かったと知れる。従ってこの頃もまだ、難波〜隠岐の海路のルートなどは開けていなかったのである。一方『吾妻鏡』承久三年七月二十七日の条には

上皇著㆓御于出雲国大浜湊㆒、於㆓此所㆒遷㆓坐御船㆒、御共勇士等給㆑暇、大略以帰洛、

とあり、出雲の大浜湊（大八浦との関係はいま明らめ難い。後考を俟つ）から乗船したことが知れる。ここで注意を引くのは、御供の者たちがこの大浜湊まで随行していることで、ここから都に引き返している点である。篁の場合も、あるいは従者たちはこの地まで従ったのかもしれず、とすれば篁詠は出船後ではなく、出船時に詠まれて従者たちに託されたのかもしれない。それは「漕ぎ出でぬと」と完了形で詠んでいる歌意と少々齟齬することになるが、そのような虚構の形式をとることは往往にありがちなことであり、かりに右の如くに想定し得るならば、同首詞書に「京なる人のもとにつかはしける」とある状況がかなり具体性をもって理解されるのである。いずれにしても出雲を分岐点として、陸路から海路へという隠岐へのルートは、鎌倉時代に入ってもなお変るところはなかったのである。

文暦二年（一二三五）五月二十七日、後鳥羽院の隠岐からの還京がほぼ絶望的な状況に至る中で、藤原定家が『百人一首』の撰定に心血を注いでいたとする桶口芳麻呂氏の御説に従うならば、この篁詠を『百人一首』に撰入する定家の脳裏には、篁が隠岐に向けて出船する風景に重ねて、近き世の後鳥羽院の姿が描かれていた、と想像することも、少なからざる蓋然性を帯びつつ、可能ではあるまいか。